

令和 3 年度

第 6 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年9月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画（案）について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知の受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて
- 報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて

<出席委員>（10名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員>（0名）

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 5 8 分）

事 務 局 長
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名全員の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

議 長
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

本日はお忙しい中、令和 3 年度第 6 回総会にお集まりいただき、ご苦労様です。委員の皆様におかれましては円滑な議事進行についてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

3 番委員の渡邊委員、5 番委員の鈴木委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。

今回は申請案件が複数件提出されておりますので、先に事務局で一括して説明を行った後、ご審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 30。所在・地番：横山〇〇番。地目：畑。地積：485 m²他 1 筆で合計 1,506 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人/経営規模縮小のため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 31。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：757 m²他 1

筆で合計 1,339 m²。権利者：番号 30 に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地は自宅の隣なので取得して耕作したい。譲渡人/経営規模縮小のため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 32。所在・地番：上原〇〇番。地目：畑。地積：247 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自宅に隣接する土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：売買による所有権移転。

番号 33。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：2,513 m²他 1 筆で合計 2,813 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人経営規模拡大のため申請地を取得したい。/譲渡人自分で耕作することが困難なため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 34。所在・地番：久我原〇〇番。地目：畑。地積：347 m²他 20 筆で合計 10,908 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：松戸市〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/現在町内のアパートに居住し、大多喜町の農家の人達の手助けをしながら一緒に耕作しているが、今後譲渡人の宅地と建物を購入し、居住しながら申請地の耕作を行いたい。譲渡人：高齢で体調も芳しくなく、後継者もないため譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 35。所在・地番：弓木〇〇番。地目：田。地積：143 m²他 23 筆で合計 11,318.95 m²。権利者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を取得して経営規模の拡大を図りたい。譲渡人：耕作・管理が困難であるため、譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、番号 35 の申請地につきましては 7 月の第 4 回総会において提案いたしました場所と全く同じであり、今回は権利者が違う方になっているという案件になります。

また、権利取得後の農業経営の実態につきましては 6 頁に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第 1 号番号 30 から番号 35 について事務局の説明が終わりました。

番号 30 及び番号 31 につきましては 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当されました。両案件とも譲受人が同一の方ですので、一括して報告をお願いいたします。

矢代委員
(8 番)

議案第 1 号番号 30 及び番号 31 については権利者が共通ですの
で一括してご報告させていただきます。

9 月 6 日の午後、権利者の〇〇氏、義務者両名に聞き取りを行
い、現地調査を行ってまいりましたので、ご報告いたします。

最初に番号 30 横山〇〇番ですが、場所については資料の案内図
に記載されている位置となります。現況は畑で栗が数本植えられ
ており保全管理されております。権利者はそのまま畑として利用
したいとのことです。もう 1 筆の横山〇〇番ですが、場所につい
ては資料の案内図に記載されている位置となります。現況は田で
水稻の刈り取りが既に終わっております。この田は権利者の〇
〇氏が耕作しており、周辺にも権利者の耕作している田が 5 筆程
あります。

次に番号 31 横山〇〇番と横山〇〇番ですが、場所については資
料の案内図に記載されている位置となります。現況は田で水稻の
刈り取りが既に終わっており、この田も権利者の〇〇氏が耕作し
ています。

番号 30、番号 31 の義務者は自分では耕作できないので現在耕作
している権利者の〇〇氏に買っていたきたいとのことで、権利
者の〇〇氏は規模拡大を図っており、真面目に耕作されているの
で問題はないものと思います。

報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言を
お願いいたします。

森委員
(4 番)

〇〇氏なら間違いないと思います。

議長
(渡辺会長)

森委員から〇〇氏なら問題はないと思うとの意見がありました
が、他の委員の皆さんのご意見はいかがでしょう。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは特に疑問点はないようですので、番号 30 及び番号 31
については許可することとして決定することにご異議ございませ
んか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長

異議なしと認め、番号 30 及び番号 31 につきましては許可する

(渡辺会長)	ことで決定いたします。 続きまして番号 32 につきましては 6 番委員の井口委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。
井 口 委 員 (6 番)	番号 32 について、9 月 3 日の午後に譲受人及び譲渡人の代理人立ち合いにより現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。 申請地は資料の案内図に記載されていますように国道から住宅地の方に入って行った場所となります。現況等につきましては私が現地調査を行った時に撮影した写真を事務局が資料として印刷してくれてありますので、そちらをご覧くださいと分かりやすいと思いますが、不作付地でありましたがすぐに畑として耕作可能な状態で、よく管理されていました。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ありがとうございました。 井口委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (7 番)	今回井口委員がやってくれたようにやはり写真があった方がより分かりやすいと思います。事務局に写真を提供すれば印刷して資料として作成してくれますか。
事 務 局 (伊 嶋)	3 条案件につきましては基本的に事務局が現地調査に同行しないので現況写真が資料として添付されていません。今回のように現地調査時に写真を撮影していただき、事務局にデータでいただければ資料として作成することは可能です。ただ、必ずしも委員の皆さん全員に写真提出を求めるものではありませんので、可能な方は今後事務局にデータをご提出いただければ活用して行きたいと思います。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
議 場	———— 「なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは質問はないようですので、番号 32 については許可することとして決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 32 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして番号 33 につきましては 9 番委員の末吉委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

末吉委員
(9 番)

番号 33 につきましてご報告いたします。なお、時間の都合で譲渡人の〇〇氏、譲受人の〇〇氏は現地立ち合いを行うことができませんでしたので、電話で聞き取りを行い、実地調査は私一人で実施してまいりました。

申請地は県道一宮大多喜線を市街地から睦沢方面に向かい、下大多喜交差点の約 200m 先を町道高谷田代線に右折し、そこから約 300m 先の高谷区民館を左折して 50m 程進んだ場所となります。現況は田で既に稲刈りを終えた状態であり、前後の田は作付地となっていました。申請地は譲受人の〇〇氏が 4～5 年前頃から耕作しており、〇〇氏は周辺地区でも多くの耕作を行っていることから、この地域との関係性も良好なので特に問題はないと思います。

報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

末吉委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」 の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 33 については、許可することとして決定することにご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」 の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 33 につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして、番号 34 につきましては 5 番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

鈴木委員
(5 番)

9 月 4 日の午前 9 時から申請者代理人他 1 名の立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地につきましては筆数が多いため通常資料の位置図・案内図・公図の他に事務局をお願いして航空写真を用意していただきました（以下、各筆毎に場所や現況について説明を行う）。

なお、筆によっては長年耕作されずに竹等が繁茂しているよう

な場所もありましたが、代理人の話では譲受人が全部きれいに伐採し、農地として利用するとのことで、今回申請している農地の他にも譲渡人が所有する山林や宅地も含め、まとめて売買を行うとのことでした。

なお、申請者の方はこの 4 月から旧総元小学校を町から借りている企業の大多喜町の責任者の方となります。

説明が足りないかも知れませんが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

矢 代 委 員
(8 番)

申請地は農地として利用するということになっていますが、現況説明や航空写真を見ても場所によっては山林化してしまっている所もあるので、こういう場所は無理に農地として許可を取らずに山林なら山林として申請を受け付ける段階で事務局から指導した方がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

事 務 局
(寺 井)

只今のご質問についてですが、ご本人の意向としましては取得後耕作するという申請内容になっておりました。しかしながら只今のご意見を踏まえたと再度ご本人に意思の確認を行った方がよいのかなと考えます。

鈴 木 委 員
(5 番)

私も実際に現地を見てきましたが、正直これは農地として使うのは無理ではないかと思われる場所も幾つかありました。しかし代理人の方も申請者がやるという意思を示していることから申請を行ったとのことでした。

議 長
(渡辺会長)

参考としてですが、私は旧総元小学校の近所に住んでいるので見たことがあるのですが、小学校の裏に作業用の機械をかなり入れてあることからやる気はあるものと見受けられます。

森 委 員
(4 番)

以前私のところにこれから農業をやるんだけど、どういう機械が必要になるかということで申請者の方が相談に来ました。話を聞いてみると人を使って作業をやるそうなので、印象としては何とかやれるのかなと感じました。

鈴 木 委 員
(5 番)

私も旧総元小学校に置いてある機械を見ましたが、かなり資金を投入し、必要なものは全部そろえてある様子でした。

議長
(渡辺会長)

色々なご意見が出ておりますが、私としては折角チャレンジしてくれるということで申請が上がって来ており、必要な機械等もそろえてやる気のある姿勢も伺えますので、ここであえて不許可とするよりも計画通りやってみたらどうかという形で許可しても良いのかなと考えますが、委員の皆さんはいかがでしょう。経営が軌道に乗って規模を拡大して行ってくれるようであれば、地元としても助かると思うのですが。

加曾利委員
(1 番)

申請書にある計画内容について、本人も機械をそろえたりしてやるという考えを示しているので、許可しないという理由は逆にはないのではないかと思います。

小高委員
(7 番)

この案件に対して不許可とする場合の最大の理由は畑であった農地が現況としては山林となってしまうという点ではないかと思いますが、そのことに対しては既に農機具をかなりの資金を投じて用意しているし、住居についても併せて購入し、倉庫とか営農計画書の内容を見てもそんなに的を外れているような記述はないと見受けられます。例えば私が畑とか田を耕作する計画を立てるとすればこの申請者が記載しているような内容を書くと思いますので、議長が言われるようにやらしてみてもどうかと考えます。

議長
(渡辺会長)

小高委員からもご意見がでましたが、他にご意見がないようでしたら番号 34 について許可することとしてよろしいでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 34 につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして、番号 35 につきましては 7 月の第 4 回総会時の案件との関係があることから現地調査は 4 番委員の森委員が担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

森委員
(4 番)

本件申請地につきましては事務局から説明のありましたとおり第 4 回総会において提案・審議し、許可となった案件と同じ場所ではありますが、その後に事情により権利者が変わることから、この 3 条の許可処分を取消し、今回新たに申請を行うものであります。

現地調査につきましては、申請者の方と私の都合が総会の開催日までどうしても合わすことができなかったため、直接お会いすることやお話することができませんでした。現地は前回申請時に私が調査し、その時の総会においてご報告させていただいて

いる内容と同じでありますので、今回は説明を省略させていただきますと思います。

本日お配りいたしました補足資料につきましては、そのようなことから事務局を通じて申請者の方からご提出をいただいたものであります。今までこのようなケースはなかったと思うのですが、町外から通って耕作を行うという計画であることから、年に草刈りを何回実施するかということや有害鳥獣対策など、取得した農地を具体的にどのように管理して行く考えなのかということについて、議案として審議するうえで必要な情報であると判断しましたので、このような形をとらせていただきました。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。森委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

加曽利委員
(1 番)

計画書の中に作目は全部栗と書いてあるのですが、他の作物については作付けする考えはないのでしょうか。これだけの農地を取得して栗だけ栽培というのはちょっと考え難いのですが。

森 委 員
(4 番)

水稻を作付けするということであれば水が必要となりますが、元の地権者の方が耕作していた時は他の方の土地を借りてポンプを据え付けて田に水を揚げていました。しかしながら、地主さんが今後土地を貸すかどうかわからないことから、水を使わない栗の作付けを行うことにしたのではないかと思います。

事務局
(寺 井)

事務局から少し補足させていただきます。申請者の方は茂原市で家族経営で農業をされており、畑作物を中心として営農を行っています。品目につきましてはナス、ピーマン、大根等を作付けしており、水稻も少々行っているということで、農業経営の実態証明書を取得していただき資料として添付してございます。

今回、農地取得後に栗を作付けしたいという計画でありまして、営農計画についても事務局に提出されており、作付けは11月頃からを計画しており、農業従事日数は150日程度を予定しているとのことです。生産に係る経費は農薬やガソリン代や草刈代、その他販売費、一般管理費ということで〇〇〇万円程度を見込んでおり、対して生産収益としては栗の販売代金と栗拾いイベントを計画しており、合計で〇〇〇万円の収益を予定しているという内容の計画書が提出されております。なお、収穫された生産物についてはインターネットや栗拾いイベントでの販売を考えているとのことで

	す。また、通作距離は約 40km で通作時間は車で約 1 時間となっております。補足説明は以上となります。
佐川委員 (2 番)	栗を植えて防護柵を設置するとか、有害獣への対策は考えていらっしゃるのでしょうか。
事務局 (寺井)	事務局の確認不足で申し訳ないのですが、獣害対策につきましては今の段階では計画として出てきていませんでした。
佐川委員 (2 番)	畑作が主とのことですが、資料の農業経営の実態の中で所有機器いわゆる農機具の欄が空欄になっております。普段どのような方法で耕作を行っているのか、また水稻も行っているということなのですが耕作面積はどの位なのか参考までにお聞きしたいのですが。
事務局 (寺井)	耕作機械につきましては聞き取りを行ったのですが特にお持ちでないということでした。また、水稻の耕作面積につきましては現在 564 m²程であるとのことでした。
議長 (渡辺会長)	参考までに申請者の方の年齢はお幾つですか。
事務局 (寺井)	50 歳です。
小高委員 (7 番)	誓約書が提出されていますが、事務局としてはこの誓約書というのはどういうステイタスで捉えているのですか。何か法的な縛りとかはあるのでしょうか。森委員の知見ですとこういうケースは初めてとのことですが。
森委員 (4 番)	町外から通作で行うということですので、顔が見えないというか、過去にも取得後ちゃんと管理してくれない事例もあったことから本当にちゃんと耕作してくれる方なのか地元としては心配される部分がありましたので、今回事務局に誓約書の添付をお願いしたところであります。
議長 (渡辺会長)	法的というよりも責任の所在を約束ごととして担保するという意味で提出をお願いしたということではないでしょうか。
小高委員 (7 番)	法的な縛りはないけれども、道徳的・倫理的な縛りはあるんじゃないかということですね。事務局もそういう捉え方ということではよろしいですか。

事務局
(伊 嶋)

はい。法的な部分につきましては調べておりませんので明確な回答はできないのですが、小高委員さんがおっしゃられたように道徳的・倫理的な約束という認識で捉えております。

小高委員
(7 番)

事務局的にこの議案について承認しない最大の理由があるとしたら、例えば距離が 1 時間も掛けて来るので遠いとか、申請地で栗を栽培するということについて獣害が激しいという現状についての認識が甘いのではないかとか、農機具もそろっていないとか色々あるのですが、他に何か理由が考えられますか。

渡邊委員
(3 番)

私もこれだけの面積を本当に管理できるのかなという心配はあります。また、栗を植えてから実を収穫できるまで時間もかかりますし、その間赤字となってしまうので採算が合わないのではないかという心配もあります。

議長
(渡辺会長)

事務局に伺いますが、委員の皆さんが懸念されている部分があり許可の可否について判断し兼ねております。このようなことからもっと具体的な補足説明が必要ではないかということで、今回採決は行わずに審議保留として次回総会までに委員の皆さんから出た質問に対して申請者の方に事務局からご確認をいただき、再度審議したらどうかと考えますが事務局的にはそういうことは可能なのでしょうか。

事務局
(伊 嶋)

3 条申請許可の可否について決定権を有するのは事務局ではなくあくまで農業委員会となりますので、委員の皆さんが許可・不許可について判断ができないということであれば、判断に足る情報を事務局は提示する必要があると考えます。

議長
(渡辺会長)

本案件については許可要件に不備はないのですが、委員の皆さんが許可・不許可についての判断を行うにあたり分からない部分があることから、その辺をクリアーにしないと許可の可否について判断ができないことから、本案件については今回は審議保留とし、次回総会において継続審議という形でいかがでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしとのことですので、番号 35 については継続審議として今回の総会では採決保留とします。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に

について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

7頁をお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号17。所在・地番：久保〇〇番。地目：田。地積：1,502㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現在町内において製材を営んでいるが近年業績が伸びており、常に資材置場が手狭な状態である。従業員数も増えている中で、現在借用している従業員駐車場を返還しなければならないことから事務所及び工場に隣接している申請地を取得し、資材置場及び駐車場として活用したい。転用を伴う所有権移転。

番号18。所在・地番：湯倉〇〇番。地目：田。地積：1,325㎡他1筆で合計2筆2,696㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：東京都千代田区〇〇番地株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：自転車競技者向けの練習コースを造り競技者を育成する計画をしており、コースの他自転車整備のための作業場や事務所、トイレ、洗車スペース、駐車場を設定する予定。申請地は近隣に民家がないことから機械作業による音や競技者の出入りによる近隣への影響の可能性が低いこと、既に造成されている土地であることから基礎工事も安易に行えることなどの理由から立地としては最適と考えられるため、取得して活用したい。転用を伴う所有権移転。

番号19。所在・地番：松尾〇〇番。地目：田。地積：714㎡他1筆で合計2,168㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：番号18に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：番号18に同じ。転用を伴う所有権移転。なお、本件につきましては報告第3号で出てきますが、昨年別の申請人によって資材置場及び工場、駐車場用地として申請を行った許可を取消しをして今回別の事業者により申請が行われたものであります。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第2号番号17から番号19について事務局の説明が終わりました。

番号17につきましては8番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いいたします。

矢代委員
(8番)

8月30日の午前中、権利者の〇〇氏及び事務局2名の立会いにより現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。

申請地は町道横山大滝線を5～6m進んだ右側となり、現況は保全管理がされております。申請者は製材業を営んでおり、業務拡張に伴い業績も伸びていることから非常に忙しく製品作りに日々追われています。工場の軒下及び倉庫の中に製品が山積みされており、屋外にもシートで覆った製品が置かれている状況です。また、従業員用の駐車場は現在借地ではありますが、所有者に返還しなければならないことから、工場に隣接している申請地を取得して資材置場と駐車場用地を申請するものであります。申請地は何年も保全管理されている土地であることから整地のみで砂利を敷いて使用したいとの計画です。周辺地は申請者が所有している土地なので問題はありません。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問はないようですので、番号17については許可相当とすることとして決定することにご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号17につきましては許可相当することと決定いたします。

続きまして番号18及び番号19につきましては4番委員の森委員が現地調査を担当してくださいました。権利者が同一ですので一括して報告をお願いいたします。

森委員
(4番)

8月30日午前中に申請者代理人2名及び事務局2名立会いにより現地調査を実施してまいりましたのでご報告します。

申請地は西部田から湯倉に抜ける道の間付近に竹ノ沢トンネルがありますが、その手前を左側に入った場所となります。先程事務局の説明にもありましたが、本申請地は以前申請があったものでありますが、当時の権利者が取下げを行い別の権利者が新しい計画により申請を行うものであります。

本件について許可をした場合、雇用も多少生まれるでしょうし、せっかく整地した土地が荒れてしまうのも問題だと思いますの

	で、ちゃんとした方が有効に活用してくださるのであればいいのではないかと考えます。義務者は大手企業であり、計画の内容もしっかりしていますので、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ありがとうございました。 森委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは質問はないようですので、番号 17 については許可相当とすることとして決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 18 及び番号 19 につきましては許可相当することで決定いたします。 続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(案)」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	9 頁をお開きください。 議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和 3 年 9 月 9 日 農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、10 頁から 13 頁に掲載してあるものとなります。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の設定後の状況につきましては 14 頁に掲載のとおりでございます。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局の説明が終わりました。 質問のある方は発言をお願いします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————

議長 (渡辺会長) 質問がないようですので、議案第 3 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することとします。
議件は以上でございます。
それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局 (寺井) 15 頁をお開きください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」
下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。
番号 13。所在・地番：筒森〇〇番。地目：田。地積：479 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 8 月 5 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。
番号 14。所在・地番：小土呂〇〇番。地目：畑。地積：396 m²他 6 筆で合計 7 筆 8,657 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 7 月 15 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。
番号 15。所在・地番：横山〇〇番。地目：畑。地積：162 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 8 月 23 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」
下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。
番号 3。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：2,513 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,813 m²。貸付人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：売買により借受者に所有権を移転するため。
番号 4。所在・地番：久我原〇〇番。地目：田。地積：1,000 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,830 m²。貸付人：松戸市〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：市原市〇〇番地株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇氏。事由：売買により借受者に所有権を移転するため。

報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消しにつ

いて」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願の提出があったので報告する。

1. 農地法第 5 条の規定による許可年月日：令和 2 年 7 月 3 日
2. 許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示等

番号 1。譲受人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇氏。譲渡人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇〇氏。許可取消に係る土地：湯倉〇〇番、田、1,325 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,686 m²。用途：資材置場及び工場、駐車場。取消自由：契約が解除になったため。

番号 2。譲受人：番号 1 に同じ。譲渡人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇〇氏。許可取消に係る土地：松尾〇〇番、田、714 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,168 m²。用途及び取消事由：番号 1 に同じ。

報告第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消しについて」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願の提出があったので報告する。

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請日：令和 3 年 6 月 25 日
2. 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願の提出日：令和 3 年 8 月 25 日

番号 2。譲受人：勝浦市〇〇番地〇〇〇〇〇氏。譲渡人：茂原市〇〇番地〇〇〇〇〇氏。許可申請取消に係る土地：弓木〇〇番、田、143 m²他 23 筆で合計 24 筆 11,318.95 m²。

報告事項は以上で終了となります。

議 長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事 務 局
(伊 嶋)

過去の総会において委員の皆様からご質問等があったとのことですので、この場をお借りして 1 点ご報告させていただきます。

横山地区の中田小内他で大規模に賃貸借耕作を営んでいた〇〇〇〇氏が平成 30 年 6 月に急逝されたことにより同氏との利用賃貸借権の解約手続が行えない状態が 3 年以上続いておりましたが、代理人となる相続財産管理人が選任されたとの情報がありました。このことを受け事務局で情報の確認を行い、直接この相続財産管理人の方とお話をさせていただきましたところ、現在同氏との利用賃貸借権が継続している方々についての中途解約手続を進め

ていただけるとの回答を得ましたのでご報告をさせていただきます。

なお、解約手続につきましては平成 30 年当時、相続財産管理人が選任された時は事務局が一括して手続を行うこととなつていますので、〇〇氏との利用貸貸借権がまだ継続中の地権者の方から必要となる書類について今月末を目途に取りまとめ、手続を進めてまいります。

報告は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの報告がありました。委員の皆様もご承知置きいたいと思います。

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長
(秋 山)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 4 時 3 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 渡辺 正之

署名委員 鈴木 孝一